

水産実験所使用上の注意事項

水産実験所を使用しようとする者は次の事項にしたがわなければならない。

- 使用後の現状復帰と清掃は必ず行うこと。
- 入所時及び退出時は管理者又は関係職員に必ず報告すること。
- 宿泊所以外の使用は原則として勤務時間内とすること。
- 火災予防には特に注意すること。
- 器物等を破損したときは必ず管理者又は関係職員に必ず報告すること。
- 動植物を無断で採取しないこと。

研究棟（水族飼育棟，飼育水槽，艇庫を含む）の使用

- 設備，備品等の使用については事前に打ち合わせの上申し込むこと（備品を無断で使用しないこと）
- 実験所備品以外を持ち込むときは事前に申し出ること。
- 消耗品は全て使用者負担とし，持参を原則とする。

宿泊所の使用

- 使用許可を受けた部屋及びベッド以外は使用しないこと。
- 消灯時間（午後 11 時）を厳守し他人に迷惑をかけないようにすること。
- 食器類，寝具は特に丁寧に扱い使用後の整理整頓は必ず行うこと。
（寝具は使用后所定の場所に置くこと）
- 食器類を厨房，食堂以外に持ち出さないこと。
- 2 階での飲酒は行わないこと。
- 寝タバコはしないこと。

舟艇の使用

- 舟艇は原則として水産実験所職員の運行により使用すること。ただし，ざが 1 号，2 号，5 号，6 号は独自の運行を認めることがある。
- 出港，入港時は必ず管理者又は関係職員に必ず報告すること。
- 出航前は気象状況を把握し，救命具等を十分点検の上，無理をせず万一の事故に備えること。

水産実験所長